

保護者の皆様へ

沖縄県立首里東高等学校長
(公印省略)

令和3年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

平成 26 年度の入学者から、生活保護受給世帯及び住民税(道府県民税及び市町村民税)所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されています。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、県が給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費(学校徴収金等)に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

(注) 下記の給付対象者①～③に該当する方のみ申請して下さい。

1. 給付対象者 : 平成 26 年度以降の入学者

①生活保護(生業扶助)受給世帯

②道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯

③家計急変により、道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯

2. 提出書類 : 裏面参照

※申請を希望される方は、事務室窓口で書類を受け取り下さい。

又、本校HPにも提出書類を掲載していますので印刷しご利用下さい。

3. 提出期限 : 令和3年7月16日(金) (家計急変については随時受付)

4. 提出先 : 首里東高校事務室

5. 留意事項

(1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。

(2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。

(家計急変世帯への支援については除く)

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 首里東高等学校 事務室
担当者 我謝・安里 TEL:098-886-1578

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和3年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和3年度の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している



○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	110,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	48,500円

○提出書類

☆確認シート

- ①高校生等奨学給付金受給申請書【様式1-1】
- ②令和3年度課税証明書または7月1日以降に発行された生活保護受給証明書
(生活保護を受給している場合、生業扶助の文言が記載されているもの)
- ③健康保険証の写し(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ④扶養誓約書【様式6】
(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいて国民健康保険に加入の場合)
- ⑤債権者登録申請書(別添様式)
- ⑥振込口座の通帳の写し(銀行名・支店名・フリガナ・口座番号がわかるページ)
- ⑦委任状【様式7】

提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第1子	対象生徒が 第2子以降
☆確認シート	○	○	○
①高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
②令和3年度課税証明書		○	○
②生活保護受給証明書	○		
③健康保険証の写し			○
④扶養誓約書			○(国保の場合)
⑤債権者登録申請書	○	○	○
⑥振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦委任状		希望者のみ	

※ 消せない筆記具で書類に記入してください。

○問い合わせ先 首里東高校事務室 担当者 我謝・安里 TEL: 886-1578